

平成30年 7月 6日

田辺市議会議長 小川 浩 樹 様

会派名 清新会
代表者名 橘 智史 印

出張（研修及び調査研究）報告書

下記のとおり出張（研修及び調査研究）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	橘 智史、北田 健治、柳瀬理孝
期 間	平成30年6月5日 ～ 平成30年6月6日
実施場所 （研修会場、視察先、相手方等）	・京都市役所（京都市中京区御池上る上本能寺前町 488） ・上賀茂神社（京都市北区上賀茂本山 339） ・下鴨神社（京都市左京区下鴨泉川町 59）
活動の目的・内容及び結果等	・京都市手話言語条例の施行について （京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例） ・「紀州 梅道中」京都賀茂神社（上賀茂・下鴨）への梅奉納式典参加

報告書は別添のとおり

日程 6月5日～6月6日

視察先 京都市（京都市役所）

テーマ 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

・京都市の概要

京都市は、京都府南部に位置し、同府最大の市で、府庁所在地である。政令指定都市に指定されており、11区を置く。人口は約147.5万人で、日本の市で8番目の人口を有する。市内には延暦十三年（794年）の桓武天皇による遷都から、明治二年（1869年）の明治天皇による東京奠都までの1,000年以上にわたって日本の首都・平安京が置かれていたため、同市は古都として認識されている。

・京都市と手話

京都市は手話発祥の地とされており、昭和38年（1963年）に日本で最も長い歴史を持つ手話サークルが結成され、昭和44年（1969年）にろうあ者の福祉施設として京都ろうあセンターが創設される一方、京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできました。

・「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の成立経緯

平成26年 5月 京都市議会にて「手話言語法制定を求める意見書」を可決。

平成27年10月 京都市聴覚障害者協会から議長及び各会派に対し、手話言語条例の制定等を求める要望書が提出される。

11月 各会派で要望書に基づく検討を行う。

12月 全会派代表者による会派会議を開き、条例制定に関する検討を行う。
全会派の代表者によるプロジェクトチームを設置し、市議員全員の共同提案による2月議会での制定を目指す。
京都市聴覚障害者協会からの意見聴取を実施し、条例案を検討する。

平成28年 1月 プロジェクトチーム会議において、条例案を取りまとめる。

3月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」制定。

・「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の制定趣旨・特色

- ① 京都市、市民事業者が理念を共有し、ともに取り組むことで、手話への理解と豊かな共生社会の実現への機運を高めるといった事業者を含めた市民ぐるみの運動を志向している。
- ② 国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市において、観光客の方をはじめとする来訪者の方が自由に交流することができるよう、手話が言語として位置づけられたことを踏まえ、具体的な取組を通じて、おもてなし環境としての精神的な風土づくりを行っていく。
- ③ 他の障害者施策との整合を図りながら、取組、コミュニケーションの分野などをはじめとする障害者施策全体として進めることにより、ノーマライゼーションの一層の推進を図る。
- ④ 未来の担い手である児童・生徒を対象とした取組を進めることで、手話への理解と普及の加速化を図る。

・所感

近年、手話を独自の言語体系も持つひとつの言語として認める動きが過熱してきている。全国各地の自治体においても、手話を言語として認めるための条例としていわゆる「手話言語条例」を制定する自治体が見られるようになってきた。本視察先である京都市においても平成27年3月に「京都市がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」が制定された。本条例は議員提案であり、観光都市として手話を要する観光客の受け入れ態勢の充実に触れている点で他の手話言語条例に比して特徴的である。本市議会においても平成27年6月議会にて「手話言語法制定を求める意見書」が採択されている。手話が独自の言語体系を持った一つの言語であると認識することは手話を母語とする人々の文化を受け入れることであり、そこに反論の余地はないと考える。一方、ダブル世界遺産と銘打ち、観光都市として成長しつつある本市にとって、障害の有無や国籍等に関わらず、多様な人が訪れ、楽しめる場所を目指さなければならない。そうした意味で観光に触れた「京都市がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」は大変参考になるものであった。今後本市においても、そうした多様性を受け入れる街づくりを進めていくにあたり、本条例についても研究を進めなければならない。

日 程 平成30年6月6日（木）

場 所 上賀茂神社（京都市北区上賀茂本山339）

下鴨神社（京都市左京区下鴨泉川町59）

内容等 「紀州 梅道中」京都賀茂神社（下鴨・上賀茂）への梅奉納式典参加

（活動内容）

6月6日の「梅の日」は、1545年に京都・賀茂神社に後奈良天皇が梅を奉納し祈禱したところ、雨が降り五穀豊穰をもたらしたという故事にちなみ、2006年に制定されました。

毎年、田辺市・みなべ町等の梅産地自治体とJAを中心にして構成される「紀州梅の会」は、人々の健康を祈願し、紀南地方の経済を支える梅に感謝するため「梅の日」を中心に多くの記念式典や行事を開いております。

今回、我々清新会議員は、京都上賀茂神社及び下鴨神社において実施された梅の奉納行事に参列しました。

当日は生憎の空模様でしたが、さすが13回目の開催とあって、この時期の風物詩として定着したようで、多くの報道関係者が会場に詰めかけていました。

我々清新会議員3名は、関係者とともに列をなし、神事に参加しながら、本市の基幹産業である梅産業の発展を祈願するとともに、あらためて本事業の注目度の高さと事業の継続や演出の重要性を感じたところであります。

